

5感第33号
令和5年（2023年）4月18日

長野県透析医会 会長 様

長野県健康福祉部長
（公印省略）

「新型コロナウイルス感染症に係る県内透析医療提供体制方針」の廃止について（通知）

日頃より本県の健康福祉行政にご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策について、日々医療の最前線でご尽力されている医療従事者の皆様に心から敬意を表すとともに重ねて感謝を申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルス感染症に感染した透析患者の治療に関し、令和2年5月11日に県内透析医療提供体制方針（令和4年2月24日改訂）を定め運用してきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、医療提供体制については原則、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる体制に移行していくこととされたことから、同方針を令和5年5月7日をもって廃止することとしました。

ついては、貴会会員あてに周知いただきますとともに、位置付け変更後においては通常の医療提供体制の中で引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

長野県健康福祉部感染症対策課 患者等受入体制担当 （課長）棚田 益弘 （技術統括）須藤 恭弘 （班長）北澤 信之 （担当）坂井 香奈 電 話 026-235-7336（直通） F A X 026-235-7334 E-mail corona-ch@pref.nagano.lg.jp
